

●除却（解体）前 【助成申請に必要な書類一覧】

※令和8年1月15日までに申請し、1月末までに解体業者と契約すること。

	確認	必要書類		用途・内容・注意点		提出	取得方法	
必ず提出するもの	☐	江戸川区老朽住宅除却工事助成申請書		申請者＝解体費用の負担者		原本	区ホームページ 原則、申請者が記入・押印	
	☐	耐震コンサルタントの相談・調査結果報告書（全ページ）		耐震性能の判定、対象住宅の確認等		コピー	耐震コンサルタント 派遣完了後に 区から郵送	
	☐	この報告書には、「平面図・間取図」「建物の写真」が含まれています。予めご確認ください。						
	☐	調査日が2年以上前の場合は、直近に撮影した「建物の写真」が追加が必要です。						
	☐	申	住民票		申請者の氏名・住所の確認		原本	原則として、申請者の 住民票上の住所がある区 市町村役場
	☐	請 者	住民税が課税されて いる場合	住民税納税証明書	住民税を滞納していないことの確認 (未納税額＝¥0 or 未納税額＝納期未到来税額) ※年度は以下のとおり。 助成申請日が4～6月の場合：前年度のもの 助成申請日が7～1月の場合：現年度のもの		原本	
			住民税が非課税の場合	住民税非課税証明書				
	☐	建 物	登記されている場合	登記事項証明書 (全部事項証明書)	建物の構造・種類・新築時期・増築状況・ 所有者等の確認		原本	法務局
			未登記建物の場合	固定資産税納税通知書 及び 課税明細書			コピー	都税事務所から 毎年6月頃に郵送
	☐	土 地	登記事項証明書（全部事項証明書）		土地の所有者等の確認		原本	法務局
場合によるもの	☐	解体工事の見積書（経費の内訳がわかるもの）		解体工事金額の確認 ※複数棟の場合は棟別の内訳も必要です。		コピー	解体工事請負業者	
	☐	建設業の許可又は都の解体工事業の登録を受けている ことを証する書類（見積書発行業者のもの）		請負業者(受注者)が適法に解体工事業を なしうることの確認		コピー	解体工事請負業者	
	☐	案内図（住宅地図のコピーに目印をつけたもの等）		対象住宅の特定、接道状況の確認等		コピー	申請者が作成	
場合によるもの	☐	建物所有者の承諾書（申請者とは別に所有者がいる場合）		申請者以外にも権利者がいる場合に、 建物の解体を承諾していることの確認		原本	区ホームページ 建物所有者が記入・押印	
	☐	土地所有者の承諾書（申請者とは別に所有者がいる場合）		(所有者/共有者1名につき1枚)		原本	区ホームページ 土地所有者が記入・押印	
	☐	委任状（代理人が申請手続きをする場合）		代理権があることの確認		原本	区ホームページ 申請者が記入・押印	

※上記以外の書類が追加が必要となる場合があります。

（よくある事例）相続登記が未了の場合「遺産分割協議書」または「遺言書」、なければ「登記上の所有者の出生～死亡の戸籍謄本」など
 建物を購入したが登記が未了の場合「建物の売買契約書及び代金の領収書」など
 建物の増築時期や面積が不詳の場合「増築時期・面積が記載されている固定資産税評価証明書」など
 賃借人など建物に居住権を有する者がある場合、その者の「承諾書」など

●除却（解体）後 【実績報告に必要な書類一覧】

※令和8年2月27日(金)までに提出すること。

	確認	必要書類		用途・内容	提出	取得方法
必ず提出するもの	☐	江戸川区老朽住宅除却工事助成事業実績報告書		助成決定者＝申請者＝解体費用の負担者 (印鑑は助成申請時と同じものを使用)	原本	区ホームページ 申請者が記入・押印
	☐	解体除却工事に係る契約書 (書面上、注文者＝申請者であること)		契約日・契約者・金額の確認	コピー	解体工事請負業者
	☐	解体除却工事に係る領収書 (書面上、宛名・発行者・金額が契約書と整合すること)		解体金額・支払日・費用負担者・ 請負業者の確認	コピー	解体工事請負業者
	☐	<u>工事中の写真及び工事完了後の写真</u> （撮影日入り）		解体途中・解体終了後(更地状態)の写真 全体が写るように撮影、方角を明記	原本又は コピー	申請者、代理人 又は解体業者
	☐	登記されている場合	滅失登記完了証 又は 閉鎖事項証明書	解体が完了していることの確認	原本	法務局
		未登記建物の場合	家屋異動届出書 (<u>受付印が押されたもの</u>)		コピー	都税事務所
	☐	江戸川区老朽住宅除却工事助成事業助成金請求書		助成金の入金先の確認および支払手続 (印鑑は助成申請時と同じものを使用)	原本	区ホームページ 申請者が記入・押印

※手続きの流れは裏面参照。

※ご質問がありましたら、建築指導課耐震化促進係までお問い合わせください。（直通：03-5662-6389）

◎ 除却助成制度の手続きの流れ

